

総合的な構造改革を進めるため、保健医療システムや診療報酬体系・薬価制度についても、改革を推進することとしています。(P2医療制度改革の全体像参照)

保健医療システムの改革

I 健康づくり・疾病予防の推進

- 生活習慣病が増加しています。
 - 我が国の平均寿命、健康寿命は、世界でも最高水準にあります。
(参考)
平均寿命 : 男 77.6歳 女 84.3歳
健康寿命 : 男 71.9歳 女 77.2歳
(世界保健機構(WHO)のWorld Health Report 2000における1999年の数値)
 - しかし、人口の急速な高齢化が進む中で、疾病構造が変化し、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病、歯周病等の生活習慣病が増加しています。
 - 生活習慣病は、痛みなどの自覚症状が現れないうちに進行し、重篤な症状発作に至り、命を失う場合もあります。(死因の6割、医療費の3割)
- 「一次予防」に重点をおいた対策を進めます。
 - 健康寿命の更なる延長、生活の質の向上を実現し、明るい高齢社会を築くためには、疾病の早期発見や治療に留まらず、積極的に健康を増進し、疾病を予防する「一次予防」に重点をおいた対策の推進が急務です。
 - こうした観点から、厚生労働省では、平成12年から「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を推進しているところです。
 - 健康づくりや疾病予防を、国民的な合意のもと、国全体として積極的に推進するため、健康増進法の制定など法的基盤を整備します。

- 健康増進法案の概要は、以下のとおりです。

1. 基本方針等（「健康日本21」の法制化）

- 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針を厚生労働大臣が策定。
 - ・ 国民の健康の増進の目標に関する事項
 - ・ 食生活、運動、休養、喫煙、飲酒、歯の健康保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項 等
- 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画）の策定。
- 生涯を通じた健康自己管理を支援するため、健康増進事業実施者（保険者、事業者、市町村、学校等）による健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳の交付その他の措置に関する指針を厚生労働大臣が策定。

2. 国民健康・栄養調査等

- 国民健康・栄養調査を実施。
- 国及び地方公共団体は、生活習慣病の発生状況の把握に努める。

3. 保健指導等

地方公共団体は、生活習慣の改善に関する事項についての相談・保健指導を実施。

4. 特定給食施設等

- 特定給食施設における栄養管理。
- 受動喫煙を防止するため、学校、官公庁施設等多数の者が利用する施設を管理する者は、必要な措置を講ずるよう努める。

5. 特別用途表示及び栄養表示基準

現行の栄養改善法の食品の特別用途表示及び栄養表示基準制度を引き継ぐ。

6. その他

- 医療保険各法を改正し、保健事業の適切かつ有効な実施を図るための指針を定める。
- 栄養改善法は廃止する。